

一九七七年二月一日第三種郵便物認可

発行所 社会通信社 発行人 滝野 忠

東京都渋谷区本町六丁目一八の二コーポル 電話(03)3377-4649 FAX(03)3299-5367
振替 〇〇一〇〇一 九一五八四三一 労金 中央労金本店 No.1154163

購読料 月額600円 6カ月前納制

〈もくじ〉

■巻頭言■

海を「戦場の海」に変えるな

海員組合がイラク攻撃に反対声明

..... 2

賃金の差別化交渉本格化 3

―全通における「人事制度改革」の実態―

日本の労働運動 滝野 忠 5

―今日の情勢と私たちの課題(下)―

抵抗として「命」を見つめる 矢田 昌三 8

―二〇〇三年のあり方として―

農水省は有明海の腎臓を返せ! 谷口 良隆 11

―長期開門調査を即時実施し、前面堤防工事を中止せよ(下)―

読者からのおたより 13

旬刊 社会通信

NO. 859

二〇〇三年二月一日号

二〇〇三年二月一日発行
(毎月一日・二日・二日三回発行)

海を「戦場の海」に変えるな

海員組合がイラク攻撃に反対声明

陸海空港湾関係労組二〇団体は「日米防衛協力のための指針」、「有事法制」に反対し声明を発表するだけでなく、戦争反対の諸行動を九九年三月一九日以来、たびたび呼びかけ集会をおこなった。二〇団体の中心が全日本海員組合。その海員組合が一月八日、声明「イラク情勢と本組合の対応について」を発表、アメリカのイラクへ攻撃に反対するだけでなく、有事法制への反対の態度をさらに鮮明にした。

ブッシュのイラク攻撃は既定の事実であるかのような流れがつくられつつある。しかし、大陸ヨーロッパの国々に、中国、ロシアはむろん、アメリカ国内でも「反対」の情勢が高まってきた。すでにイラク周辺に二万六千人もの軍隊を派遣したイギリスでも「戦争反対」の気運の高まりが報じられている。

日本海員組合のこの声明は、日本においてもイラクへの戦争反対、有事法制、それらに関する一連の戦争法案反対の世論を高める力強い一歩である。以下、その全文をかかげる。

イラクに対するアメリカの全面的な武装攻撃の準備が進むにつれ、あくまで平和的な手段による解決を望む国内・国際世論は日増しに大きくなっていく。われわれ海を職場とする者にとって、「平和な海」は安全に安心して働くための絶対的条件であって、再びペルシヤ湾・中東周辺海域を「戦場の海」に変えるイラク攻撃に強く反対する。

ペルシヤ湾・中東周辺海域は、大型の原油タンカーや液化天然ガス運搬船（LNG船）など、日本の経済・国民の暮らしを支える多数の民間船舶が行き交う重要な海上交通路となっており、多くの日本人船員と共に働く外国人船員が就労している。アメリカのイラク攻撃が始まれば、安全航海の重大な阻害要因となることは明白であり、乗組員とその家族の心労は想像に難くない。しかも報道では、日本は「米英に次ぐ三番目の敵対国」に位置付けられているという。いったん戦端が開かれれば、中東周辺に限らずマラッカ海峡など東南アジア海域はじめあらゆる海域で、わが国関係船舶が長期にわたってゲリラ的な攻撃対象とされる恐れも極めて大きい。

政府は、船主の要請や国民の理解があればペルシヤ湾内の日本タンカーを護衛するために、海上警備行動の名目で自衛艦の派遣も視野に入れた検討を進めているという。

現行憲法上の疑念は当然として、今日、運航コスト切り下げを目的に日本法人所有の外航タンカーの大部分がパナマやリベリア籍へ便宜置籍化され、日本国籍を有するタンカーはLNG船などの一部に限定される外航海運の現状にあつて、一体「日本タンカー」とは何を指すのか、はなはだ疑問の残るところである。

いずれにしろ、海上における戦争のルールを規定している慣習国際法では、「敵国軍艦、軍用機の護衛の下で航行する民間船舶は軍事目標とする」ことが明確にされている。われわれは、民間船舶が「軍事目標」とされる一切の行為に反対する。

日本人船員の乗り組む二隻の船舶を含む四〇七隻の民間船舶が被弾し、六五〇人の船員が死傷したイラン・イラク戦争の際も、その後の湾岸戦争の際も、乗組員の安全確保を最優先に、懸命にエネルギーロードを維持し職責を果たしてきた。

万が一のことがあれば、こうした過去の経験を踏まえ、労使緊密に連携し可能な限りの

安全対策を講じ万全を期す。とりわけ、外航組合員の乗る船舶のほとんどが外国人船員（非居住特別組合員として登録）との混乗船となつてゐる現状を重視し、船内のチームワークと士気の確保のために、労働組合としての責任を果たす。

なお、アメリカの始める戦争に日本が積極的に加担し、民間船舶と船員の戦時強制動員に道をひらく「有事法制」の制定に引き続き反対し、廃案を目指す。

賃金の差別化交渉本格化

―全通における「人事制度改革」の実態―

全通は、先の第五六回定期全国大会の中で賃金の差別化を求めていくという歴史的犯罪行為を決定していたが、これに呼応するかのようには昨年十一月、郵政事業庁は、「人事制度改革（案）」を示してきた。

賃金の差別化は、必ず職場を荒廃させる。昔「パイ論」というのがあった。大きなパイを食いたければ、先ずはパイを大きくしなければ…という、生産性向上のための、まやかしである。誤つた考えだが、まだ、これには夢があった。「みんなで頑張れば、みんなの賃金上がるかも知れない…」という夢である。

賃金の差別化は、これにすら逆行する行いである。賃金の総額は同じか、たいいていの場合は減るのである。だから、賃金上がるものがあれば、必ず下がる者が出るのである。

例えば、郵便配達という仕事を取り上げて見れば、賃金やボーナスに差が付くほどの違いは出ない。微妙な違いに大きな差別を付けようと言うのである。競争が激しくなり、人間関係がギスギスし、隣人を陥れることを生業とする御仁まで現れかねない職場になることは、今から見えてゐる。

そして、競争において、下位におかれ続ける者は、そのうちやる気をなくして、投げやりになるだけだ。

権力者はやりたい放題

賃金の差別化が進めば、権力者のやりたい放題がさらに進む。例えば、ぼすたるサービスセンター問題。事業者からパンフレット掲載料と一商品につき七パーセントの手数料を取り濡れ手に粟のもうけを上げている。

郵政官僚の天下り法人である。小包の大口割引制度は、ぼすたるサービスセンターの動きに合わせるように拡大された。だから、ぼすたるサービスセンターを通じて注文を受けた事業者が差し出す小包は割引の小包なのである。ここで出る赤字が、郵便事業財政を圧迫していることは火を見るより明らかなのである。しかも、ぼすたるサービスセンターの営業は、現役の郵便局員に強制されているのだ。

一事が万事である。この利権構造は、賃金差別拡大と共にさらに強まり、郵政三事業をさらに蝕（むしば）むだろう。事業に群がる官僚の利権構造をそのままに公社化経営が続けば、郵政三事業は、その先で潰れかねないのだ。公社化を前に先ず優先しなければならぬのは、利権構造の破棄と経営の健全化である。そこに手を付けることもなく、賃金の差別化を要求し、官僚と手を携えて賃金差別拡大を進めようとしている全通は、もはや労働組合を名乗るに値しない。

基本給に手をつける

「人事制度改革（案）」によれば、一般職員の給与体系は、俸給表を縮減し、その原資を役職調整額と級別に定額積み上げに振り向ける。昇格調整額を職能調整額と級別に定額に積み上げる。郵便関係調整額を縮減し業務調整額に組み込む。既存の郵便関連手当を廃止し、既存の郵便事業関連手当を廃止し、郵便事業職員の実績等に応じた手当の新設・拡充に振り向ける、となっている。

昇格と役職をリンク

現在の昇格調整額を「職能調整額」に呼び改め、現行の八級制を四級制に改める。そして、当務者は一級、主任二級、総務主任三級、課長代理以上四級とする。

郵外・内調整額は縮減加算額廃止、郵便内務調整額・郵便外務調整額は縮減し、郵便営業企画課等調整額、郵内加算額、郵外加算額、夜間交代制加算額、総合外務加算額、気動車運転手当、現金出納手当等は廃止する。

その原資で、個人の能力・実績を反映する手当を新設し、郵便販売促進手当、郵便物完全区分等手当に振り向ける。

昇級にも魔の手

現行四月一日の四号俸昇給（欠格基準に引っかけた場合は協約に基づき減号俸）を、八号俸に改め（六月の特別昇給を四月に移し、加算昇給に改名）、選考制限期間四年を二年に短縮する。昇給号俸数を分割。

欠格基準を厳格化する。評価結果が著しく不良な者について昇給号俸数を抑制する。したがって、四月の昇給は、1、2、3、4、6、8号俸の6段階となる。

ボーナスも差別化

ボーナスは事業毎業績を反映させる（差を付ける）。

さらに、年間の基礎的支給分を三・二五月とし、一・四月分を業績反映部分とする。結果、業績の良好でない者は、○・一月カット。標準者はノーカット。優秀な者はプラス○・四月以上。なお、三月の年度末手当は廃止となっている。

要は競争して出世直しなければゴメン

これだけの賃金差別化が提案されているのである。俸給表そのものに手を付けて縮減し、その原資をもって、役職調整額と職能調整額（現在の昇格調整額）を引き上げるのだ。しかも、級を役職にリンクさせ、そこにも俸給表から縮減された原資が積み上げられるのだから、一般職員から巻き上げる賃金の圧倒的部分が役職者にもっていかれることになる。管理職手当は、定率から、定額に改めるとなっているが、それで損をする者が出るとうてい思えない。定額にすれば、上の者ほど低くなるのが原理だからである。全体の底上げが定額化なのだ。そこにも、一般職員から抜き取った賃金が手当されるのだ。こんなことを飲んだら、労働組合とは名乗れない。

競争には際限がない。しかし、郵便配達では差が出ない。イベントゆうパックが、事業の為に悪いと知っても、一〇〇個が標準なら、それをこなさなければ差別の対象となり、定期昇給で差別され、ボーナスで差則され、昇格で差別され、それを毎年積み上げられて、最低の賃金で人生を過ごすことになるのだ。絶対反対の声を広げよう。（郵政労働者・S）

日本の労働運動

—今日の情勢と私たちの課題(下)—

日本労働運動は新たな段階へ

労働運動をめぐる情勢、最大の特徴は、(1)インフレからデフレへの経済情勢の大転換、(2)企業売買で利殖をはかるまでになった世界的大競争、(3)EU結成を拡大に象徴される経済、政治統合の進展で、政・労・資のパートナーシップ(ソーシヤル・パートナーシップ II 社会的協調)体制が急速に進展していること。しかし、他面で資本の本能ムキダシのグロバリゼーション、規制緩和、国有企業民営化等々の進展が、「反グローバリズム、反新自由主義」の運動を新たに生み出し始めていることです。

日本もその例外ではありません。日本において労資協調(日本型所得・参加政策)は、一九七四年、鉄鋼労連を中心とする労働組合が当時の財界労務司令部であった日経連と生産性基準原理にもとづく「生産性賃金論」を申し合わせたことに始まりました。すさまじいインフレに、企業の存続に危機感をもった民間大企業労組幹部と日経連が、「資本コストの最大要素は賃金、賃金を生産性の範囲内にとどめることに協力し合う」としたのです。これ以降、春闘は賃下げのしくみとなったことは、今日の状況をみればすでに明らかです。労資協調体制は現在、政・労・資協調体制としてさらに深められようとしています。その動きは失業増大にもなう「対策」として始まりました。

労資はまず〇一年十月「雇用に関する合意」を結びました。翌〇二年三月、政労資はワークシェアリングに関する政労資合意を締結。これら二つの合意をもとに、〇二年十二月、政労資は「雇用問題に関する合意」、「多様な働き方とワークシェアリングに関する合意」を結ぶといったようにです。

二つの「合意」とその本質

〇一年の合意のポイントは、(1)経営側は、雇用を維持・創出し、失業を抑制すること、(2)労働側は、生産性の向上やコスト削減など経営基盤の強化に協力するとともに、賃上げについては柔軟に対応すること、にありました。この合意を基礎に結ばれた〇二年の政労資合意はさらに一段と「協調」体制を強めました。次のようにです。

(1)経営側は、経営環境が厳しい中で企業の雇用維持・確保努力には困難があり、雇用に関するコストの軽減が必要である。

(2)労働側は、雇用コストを削減して雇用維持を図らなければならないような場合は労働条件の弾力化にも対応する。

「雇用に関するコストの軽減」とは(1)首切り・解雇、(2)賃下げ、(3)社会保障費、企業内福利厚生費を切り下げることの意味していることは明らかです。資本は「解雇、賃下げは資本の権利」と大っぴらに叫び始めたのです。これに対し労働側は「労働条件の弾力化にも対応する」と答えたのですから、労働側が資本の首切りの自由を承認したということになります。

政府は「労資」のこの合意のうえに、雇用の確保・拡大に努力するというのですから、政府は財界の意志をそのまま政策として実行するだけということになります。その典型が今国会に上提されるいわゆる「解雇ルール」です。法案全体はまだ明らかではありませんが、そのポイントは—

(1) 使用者は、労働者を解雇できる。ただし、正当な理由なくおこなった時には、権利のらん用として無効とする。

(2) 裁判所が解雇無効を判断しても、労使の申立にもとづき、一定の額の金銭の支払いを命じて、労働契約を終了させることができる、

というものです。「使用者（資本）は労働者を解雇できる」と労働基準法にもり込むというのです。労働法体系の全面的転換で、もしこうした条文が認められるとすれば、次には労働法体系の根幹をなす労働組合法「改正」ということになるのはまさに必至です。

○三「春闘」は、こうした政労資・パートナリシップ下におこなわれるということです。

○三春闘―四つのポイント

○三年「春闘」を連合はどうたたかおうとするのでしょうか。まずその特徴が指摘されなければなりません。

第一は、すでに述べたように、旧日経連（現・日本経団連）の主張とすべて軌を一にし、「いかに企業が生き残るか、その中で雇用をどこまで確保できるかを主眼に、雇用・賃金・労働時間を含めた総額人件費」の観点に立ったことです。

この結果、統一要求基準、ベア要求が消えました。○三年の連合の要求はこうです。

1、賃上げができると組合が判断したところは、賃上げにとりくむ。
2、標準労働者の最低到達目標を、三五歳勤統一七年二五万円以上、三〇歳勤統一二年二二万円以上。

3、その他、「目指すべき目標水準」「これ以下はなくす目標水準」として、①標準者賃金の到達目標、年齢別最低賃金（勤続〇年）の最低到達目標。

4、連合が来年以降の基準にしたいとする「ミニマム賃金」は年齢別最低賃金と予想される。今年の数字は三五歳二〇万六千円、三〇歳一八万六千円、二五歳一六万八千円、一八歳一五万円以上。

一日八時間、二二日働いたとして時給にして、それぞれ一一七〇円、一〇五六円、九五四円、八五二円、現在の全国最賃に毛がはえた程度にすぎません。

この数字は連合の思考方法からすれば正社員を意味しているだろうから、正社員にとっては大幅な賃下げ、パート労働者にはせいぜいで現状維持の水準、しかし正社員の賃金が下がるのですから、賃金水準は大幅に低下することになります。

「たたかい方」にも変化

第二は、「たたかい方」にも大きな変化があらわれたことです。連合のもともとの方針は(1)政策制度は連合の責任、構成組織の協力・参加、(2)労働条件（賃金ふくむ）は構成組織の責任、連合の調整という考え方です。この方針が○三年「春闘」から実践されるわけで具体的にはこうなります。

1、各運動課題について、①政策制度、②社会合意、③労働協約それぞれの取り組み課題と、連合・地方連合、産別・産業別部門関連連絡会、④単組の役割を明確にする。

2、連合は、政策制度要求の実現とともに、労働条件の底上げをはかるため、共闘の調整役と社会合意の推進役を担う。

3、労働条件の維持・向上については産別が責任をもつ。

政治にかかわる政策制度は連合がやる。しかし、個々の産業・企業にかかわる労働条件事項は、産別組合を中心に単組がやれということです。

こうして、労働条件はすべて、企業の支払い能力にまかされることになってしまいました。

賃金・労働条件より雇用維持

第三は、これでは連合はなんのためにある、労働組合のナショナルセンターの役割とはなんぞやとなることは必至なのです。そこで、「こまかし」の論理として展開されるのが、「春季生活闘争改革の具体的展開」に示される①四本の最点課題―政策制度を柱とした景気回復と雇用確保の実現、賃金カーブの確保と賃金の底上げ、パート労働者等の処遇改善と均等待遇の推進、不払い残業の撲滅と総労働時間の短縮、②ミニマム運動―前記二、四項で賃金カーブの維持、全従業員対象の企業内最低賃金の協約化、労働時間管理の協定化です。

時短、年間一八〇〇時間実現は、連合結成時の最大公約でした。しかし、連合は結成以来一三年、なんの進展もなく過ごしてきたことはだれでも知っていることです。「空文句」を並べたて連合への求心力を求めようという意図はみえみえです。

労働組合強化の根本問題

連合は完全に資本の側にたちました。しかし、連合への批判は、組合員、労働者から顕在化しておりません。とうてい理解できないことである。過日、ある労働組合の献身的活動家と話した時、かいま見たように思いました。

私は問うた。「あなたの組合の方針を正しいと思うのか」と。彼は背筋を伸ばし、「正しくない、誤り」と胸を張って答えた。さらに私は問うた。「正しくないなら異議を唱えれば」と。彼はさらに胸を張って、「機関決定だ。機関を守ることは組合員の任務」と答えてくれた。さらに、「組合の機関決定に介入するあなたは間違っている」と。

組合員一人ひとりが「どうしていいかわからない」という問題で悩み苦しんでいるのならわかります。しかし、組合員はほとんどすべてが「組合方針は誤り」としながら、「機関が決定した。だから、従う。従わなければならん」と強弁していらつしやるのです。これはいったいなんだろう。労働組合運動以前の問題ではないか。

財界はさらに賃下げへ

この結果、労働者状態に何が起きているのでしょうか。労働者間の労働条件、賃金切り下げ競争です。連合が「NTT型ワークシェアリング」という、NTT一万人合理化では数万の労働者が希望退職という名で働く場から追い出され、残った労働者には賃金の最大三〇%、労働条件全面切り下げが襲いかかりました。

さらに労働者の競争は正社員とパート、派遣労働者をも巻き込み、賃金も労働条件も一段と下がる傾向を強めています。連合は、パート労働者の均等待遇、残業撲滅運動をおこなうという。その目的は年間総労働時間一八〇〇時間の達成であり、生計費に基礎をおくミニマム賃金要求です。

時短は連合結成以来の運動目標だ。しかしちっとも実現されることはない。かけ声だけで終わってきました。パートの均等待遇要求は昨年大会で連合運動の中心課題にすえられ、その指標となる勤続ゼロ年の年齢別最低到達目標がかかげられました。

三五歳で二〇万六千円、三〇歳一八万円以上とある。この数字は「最低到達目標」。資本側はこれを「最高到達目標」として、さらに賃下げ攻撃を強めるにちがいありません。

産業報国会化の危機

すでにその攻撃は激しく荒しく現れ出でていきます。日本経団連は「ベアゼロ、定昇凍結」と宣言し、経団連会長の出身会社で、日本最高、世界でも五指に上る儲けをあげているトヨタ自動車労組はベアを断念してしまいました。さらに、トヨタに次ぐ業績を上げているホンダは、定昇廃止、成果給への移行を提案しています。

これに対し、連合はなんのたたかい、抵抗も提起しようとはしておりません。ひたすら政府、そして自民党、日本経団連に「お願い」をくり返すばかりです。さらにそのうえをいくのが自民党、日本経団連です。

自民党は連合会長を大会に招待しました。日本経団連は連合との「トップ会談」を二回から三回にふやし、連合とり込みにも全力をつくしています。連合の言い分は「雇用確保のためにはなんでもする」ということです。

その一つのもつとも新しい事象は日本経団連が一月一五日から二日間開いた労使フォーラムです。これは日経連時代の「人事・労務管理者大会」が名称をあらためたもので、通算で百三回めになります。

メインは日本経団連会長「二一世紀の企業経営―多様な価値観が生むダイナミズムと創造、それを支える共感と信頼」、連合会長「二一世紀の労働運動」と題する講演でした。

日本経団連会長は「消費税率一六%」、「春闘終焉論」とともに、「家計の支出費目を分析することから、新しい日本が見えてくる」と個々の家計支出費目の分析を呼びかけ。これに対し、連合会長は政労資の合意、雇用対策会議の進展に関連して、「政府対労働側、経営側対労働側という対立の図式から、『協働』『共生』の時代に移ってきた」と述べました。

これら二つの発言は、労働運動の産業報国会化へのさらなる歩みを如実に示す歴史的出来事といえばいいすぎでしょうか。厚生省筋も関心をいだいているとみえ、これからの労働がどうなるかはきわめて注目すべきことといっています。(滝野 忠)

抵抗として「命」を見つめる

―二〇〇三年のあり方として―

沖縄の心とヤマトの心

九五年以来、「沖縄」と「国鉄闘争」に、自分なりにこだわってきました。ただ最近はある種の「とまどい」を感じてきたことも事実です。

県民投票のあった九六年の沖縄では、九六年八月末から県民投票をはさんで沖縄に週末ごとにいたのですが、偶然乗り合わせたタクシーで、「お客さん。このままでは沖縄の自民党はなくなりですよ」と話かけてくる運転手のはずんだ声が、当時の沖縄の状況を表していました。稲嶺県政誕生直後の九八年一月末の沖縄では、「私たちも生活がかかっていますから」と、辺野古までのタクシーの運転手は「県政不況」について淡々と語ってくれました。

沖縄は、「基地と共存してでも経済的繁栄を求めぬのか」と「多少貧しくとも平和を選ぶのか」という二つの選択肢のなかで、これまでも大きく揺すぶられてきました。この二人のタクシー運転手の声に沖縄の現実を感じました。

沖繩は九五年、少女レイプ事件を超えるために後者の道を、伊江島村民の「乞食行脚」から「島ぐるみ闘争」へと続く道にならぶように、加害者としての視点を失わずに誇り高く選びました。だから当時、ヤマトの人間は安心して「沖繩のこころ」に寄りかかることができました。自分たちの良心は沖繩にあずけたままに。私のこだわりも沖繩にひたすら寄りかかる中で成立していました。しかし、しだいに沖繩の民衆闘争の現場で「チルダイ」という言葉が始める頃には、沖繩が提起してきたものをいつのまにか遠いものとして位置付けてしまいました。反安保や反基地の道のりのあまりの困難さにヤマトの人間は「とまどい」を感じたのでした。沖繩に対する私の「とまどい」も、今はやりの「現実主義」を理由にした「現実逃避」ということに近いものでした。

「沖繩民衆平和宣言」

こんななかでは新崎盛暉の本（「公正・平等な共生社会―沖繩道時代史第九巻」）も一年間ほど読めないうままに。なぜかこの正月、思い直してこの本を読み直しました。

そこには、沖繩民衆平和宣言（二〇〇〇年四月一七日）が載っていました。

『わたしたちの願う「平和」とは、地球上の人々が、自然環境を大切に、限られた資源や富をできるだけ平等に分ち合い、決して暴力（軍事力）を用いることなく、異なった文化・価値観・制度を尊重しあうて、共生することです。それが、沖繩の民衆が半世紀にわたる社会的経験を通して得た確信なのです』

この宣言は、「沖繩サミット」や「沖繩イニシアティブ」への対抗軸として出されてきました。しかし、二〇〇三年の今この宣言は、ブッシュ（小泉）的あり方に対する対抗軸として大きな輝きを持っています。この地球の生きる一人でも多くの人々とともに生きていくということは決して暴力（軍事力）を使うことでは達成できないという意味で。

また、「沖繩の民衆が半世紀にわたる社会的経験を通して得た確信」という新崎盛暉の言葉が、「国鉄闘争における闘争団とその家族の一五年にわたる生存をかけた闘いの経験」という言葉と重なってきます。

組織決定と個人のはざま

九八年五月二八日の東京地裁前で、大きな脱力感を味わいました。実は九五年から国鉄闘争支援に参加したのですが、私の「とまどいも」もここから始まった気がします。組織と個人、組織決定のあり方等の問題が焦点化させられ、国鉄闘争の追求があまりにも組織問題に囚（とら）われ過ぎていてのではないかという支援の側からの「とまどい」を感じたのでした。ただ、権力の狙いが国労解体にあった以上、国鉄闘争が国労の組織問題として集約されてしまうことは、当たり前の流れでもありました。「四党合意」はまさしくこのことの完成のために出されてきたのでした。

「四党合意」が出された二〇〇〇年当時、国鉄闘争を振り返る必要から、自分なりにこの闘いを国家賠償責任追及闘争として位置付けました。じつは、国家賠償責任追及闘争を体験したことがないのにもかかわらずです。こうしたやり方は、「沖繩のこころ」と言いながら、自分の良心を沖繩に預ける構図と一緒でした。

しかし、九八年以降の国鉄闘争の実際の流れは、組織を解体し闘争主体を個人に限定させる権力の策動を反映したものとなりました。こうした状況のなかで、「人らしく生きる」という対抗軸が最終的には浮かび上がり、結果的には国鉄闘争は国家の責任を問う闘いそのものになりました。じつはこのことは「人らしく生きたい」と言わざるを得ない環境に

闘争団員とその家族が追い込まれているということに逆を説明するものでもありません。表向きの現象として国鉄闘争は、権力の狙いどおりにされた感があります。「四党合意」の破綻を受け、国鉄闘争は今、新しい地平を迎えています。

沖繩と国鉄闘争

国家賠償責任追及闘争は、支援共闘者も含めて、一人ひとりの主体性が問われる闘いです。こうした時に生じる「とまどい」は、「現実逃避」という強い気持ちから起こってくるものだと思います。私自身の沖繩への「とまどい」の原因はここにありました。

こうした状況（「とまどい」）をどのようにして克服していくのか。やはり、明確な座標軸（あり方）のもとに、人らしい顔を取り戻していくための交流を深めていくなかで克服し、自分自身を作り上げていくしかないようです。

新崎盛暉はこの本の中で、現在の沖繩の反基地闘争に必要なものを次の三点として指摘します。

第一に、九五年秋、私たちは何に共鳴・感動して立ち上がったのかということ、常に反芻し続けること。

第二に、振興策の内実を問うこと。

第三に、世界的動向を適格に認識する不断の努力。

そして、次のようにそのあり方を示します。

「今の日本は近代の歩みを、もう一度現代においても繰り返そうとしている。発言力を強めつつある民衆が、お互いに顔の見える関係で交流を積み重ねつつつながることである。このことが共生する途である」

「沖繩もそろそろ初心に帰るときではないのか。古い世代であれば、米軍制の重圧に抗した一九五六年六月以来の『島ぐるみ闘争』の感動を、新しい世代であれば、少女暴行事件をきっかけとする一九九五年以降の民衆運動の感動を、もう一度思い起こしてみよう。しよせん人間は、人間としての誇りなしには生きられないのだから」

現在の国鉄闘争についても、新崎盛暉の視点で考えていくと次のようになります。

今後の国鉄闘争に必要なものは、――

第一に、何故闘争団員は首を切られたのかということ問い続けること。それは「時間を奪われた（止められた）側が「時間を奪った（止めた）側を追求していく」ということ。また、それだけにとどまらず、この一五年間の闘いの間に積み重ねてきた交流や生活者としての視点をどうやったら活かしていくことができるかを常に問うこと。

第二に、政治的解決の内実を十分検討すること。誰のための解決なのかということを検証すること。

第三に、日本や世界の状況を適格に分析し、国際連帯の闘いを常に意識するなかで、国鉄闘争を構築していく努力。

ということであり、その上での「人らしい顔」をした人間の交流をよりいっそう広げること、と言えるかもしれません。

最後に、私自身のあり方を新崎盛暉流に考えると、「とまどい」の正体である「現実主義」という「現状逃避」克服の道は、「何が人にとって大切なかを、自分自身の殻に閉じこまらずに広がりなかなかで捉え、常に追求する不断の努力―自分の頭で考え、自分の足で歩く―」ということになります。

自分なりの言葉では、「抵抗として『命』をみつめる」ということです。（矢田 昌三）

農水省は有明海の腎臓を返せ！

—長期開門調査を即時実施し、前面堤防工事を中止せよ(下)—

運動の力強さ

a、「合意」の前提崩れ、漁民立ち上がる 八一年、紆余曲折の末に関係漁協の同意を取り付けて動き出した諫早干拓事業は、九七年の潮受け堤防締め切りから足踏みが始まった。「諫早干拓事業で受ける有明海の影響は、近傍のごく限られた海域に限定される」(七九年アセス)という「合意」の前提が崩れたのである。

ギロチン(潮受け堤防締め切り)が落とされた九七年以前から、隣接する海域では「どうも海がおかしい」という漁民の声が聴かれていた。潮受け堤防造成等に、諫早湾近傍から大量の海底砂を採掘し、その窪みに青潮が発生し広域にわたって海底を漂ったといわれる。堤防造成に使われるコンクリート灰汁も大量に湾外に流出した。

「諫早干潟緊急救済本部代表ら研究者や漁民・環境保護NGO等が、前々からこの事業は有明海をダメにする」と警鐘を鳴らしていた通りになってしまった。

当時の「合意」が頭から離れなかった漁業者たちも、今は合意の前提に話しを戻せと、「宝の梅」再生運動に一枚岩を築きあげようとしている。そして市民運動と結びつきを強めつつ、各種大小の催しが各地で頻繁に開かれている。後で述べるが、「有明海・不知火フォーラム」等はその代表的取り組みに成長してきた。

b、力強い漁民の闘い 漁業関係施設整備などでふだんは行政に予先を向けにくい立場におかれている漁業者や漁業団体も、不漁統きの現状と将来への展望を開くために、背に腹をかえられないところまで行き詰まっている。

板子一枚の個々の漁師生活から、横の連帯が際だってきた。一連の大規模な海上デモや農水省交渉・現地の座り込み行動など、単位漁協、県漁連、沿岸四漁連の共同行動をとる努力が、市民の間にも共感を生んできた。若手漁民を中心に各県単位に自主的な組織を立ち上げ、それらの動きをサポートし、加速させる動きも顕著になってきた。

市民運動から始まった毎年四月一四日(ギロチンが落とされた日)に開かれる「干潟を守る日in諫早」集会や、夏期に開かれる「有明海・不知火海フォーラム」(シンポジウム)等への参加も、有志の参加から組織的参加に発展しつつあり、運動のすそ野の広がりを目指す。

これから海苔の繁忙期に入り行動が手薄になりがちだが、福岡県漁連の工事差し止め訴訟等に代表されるような、たゆまぬ闘いの工夫も地域の実情に応じて行われているようにかがう。まだまだ、地域によって闘いの格差はあるものの、これから先、諫早問題に解決が見られるまでは運動の高揚はあっても緩むことはないかと筆者は考えている。

c、市民運動もNGOから一般市民へ 諫早干拓事業のもたらす弊害を訴えてきたのは、それまで一部研究者やNGO・活動家の専売特許のようなものであったのかも知れない。私自身、ギロチンが落とされるまではよそ事であったし、私の居住する鹿児島市で魚介類の被害がなければ「長崎県の事業」で終わっていたかも知れない。

ギロチン後、海況に変化が出始めた頃、故山下弘文氏の事務所に寄せてもらったことがきっかけである。その後、前出のフォーラムや干潟を守る日に参加していく中で学んできた。今夏のフォーラムは私の地元で第五回目の開催となった。今回は、「佐賀有明の会」

(佐賀県)や「有明漁民の会」(福岡県)などの漁民団体が初めて後援団体に加わり漁民の参加も顕著に増えたし、一般市民の関心も高まった。

フォーラム発足当初は数十名から始まったと聞くが、今は三〇〇名の施設では定らない規模に発展している。フォーラム実行委員会も、地域や団体の壁を超え、各県から高速道路やフェリーを使って数時間を費やして参加しあうことが定着した。市民運動を理論的に支える学者・研究者・法曹界によるところも大きいし、献身的な協力者が年々増えている。

〇一年四月一四日の「干潟を守る日 in 諫早」では、海苔の大凶作の中、八〇〇人分予定された資料が大幅に不足する一三〇〇人の参加で氣勢が上がった。我々実行委員会で呼びかけの届かなかった漁民・市民、行政・議会関係者の参加者も目立つ集会であった。従来から運動の裾野を拡大するため、実行委員会としては教育的機能に重点を置いてきたことに一つの成果が実っていることに心を強くしている。

いま最大の焦点となっている「中・長期開門調査」と「西工区工事中止」の行方しだいで再び爆発的な市民集会を企画することになろう。

d、理論的背景を強化するために 有明海の海況悪化の原因は、たしかに流入水質の変化や陸地の開発、さらに有明海が閉鎖的の海であることが悪化を助長するなど、複合的要素を持つていることは否定しない。そのためには、適切な下水処理の充実や豊かな緑を取り戻す事業等を進めていくことも重要な課題である。しかし、ギロチン締め切りでもたらされた現実がすべてを証明しているように、人為的に、しかも国家的に有明海に自浄能力を超えた負荷をかけることは行うべきではない。

宮入興一愛知大学教授によれば、諫早干拓事業(総事業費二五〇〇億円)で失われる干潟の浄化機能損失額は、公共下水道施設に換算すれば二六〇〇億円に相当するという計算が成り立つという。農水省自らがはじき出した投資対効果〇・八三という数値はこうした損失は考慮されていないし、影響を与えている魚介類の被害を考慮するならば、財政の垂れ流しによる事業が、百害あって一利なしに等しい事業といわれても仕方のないところである。

私たちは今の海況悪化を複合要因によるとしながらも、「諫早干拓主因説」をあらゆる調査・研究結果をもって主張しているのである。農水省は「干拓事業がすべての原因ではない」といつているが、されば今すぐにでも開門調査や有明海全域にわたっての調査を行い、責任を持って証明すべきである。

話を戻すが、今日の運動を理論的に支えているのは、このような良識的な学者・研究者等の、長年の努力による調査・研究の成果の上に成り立っている。また、近くでは、時の「粉飾」アセスメントを暴いていくために〇一年四月に研究者等で「市民アセスメント」を策定したし、今年六月から八月にかけて研究者の支援を受けながら、有明海全域にわたる「ありあけ大調査」が市民と漁民によって行われた。この調査も、海況悪化と諫早干拓事業の因果関係を語る大きな説得力を持つことになると思われる。

e、進まぬ労働運動の共闘 残念ながら当初から労働組合や政党の共闘が貧弱である。とくに地元長崎県内では、「事業発足当時、合意したもの」との理由で、反対運動が組み立たないでいる。しかし先にも述べたように、すでに合意の前提が崩れたわけであり、現に地元漁民を始め沿岸市民の生活に影響が出ているのである。当時の「合意」は事業主の残骸となった論理であり、客観的にその正当性が失われた以上、情勢に即した方針が出されることを期待したい。

彼らにとつて主体的闘いである今日の課題である、賃下げ・リストラ等への対応にその中心が奪われているということとは理解できないではないが、勤労住民との共闘課題として絶好の機会だと申したい。(筆者自身が過去、居住地で労働運動に携わっていた者として、あえての提言と読みとつて欲しい。)

あるべき有明海特別措置法

政府は先の通常国会に「有明海・八代海再生特別措置法案」を提出したが、会期末を前に継続審議で決着し、今は議論が休息している

同法案は一口に言つて、海況を改善させるために海底に撒砂する補助や漁業関係施設設備等の補助を有利にするといった程度のもので、有明海にいま最も必要な環境負荷軽減対策の本質部分が欠落している欠陥法案と断定せざるを得ない。しかも、是非が問われている諫早干拓事業にはいっさい触れず、同法案のアメの部分で干拓事業の推進とすり替えようとする意図が隠されているとの指摘が強い。

一説では、欠陥が指摘される瀬戸内海特別措置法を下回る内容だとの指摘もあった。我々も当初から有明海特別措置法は必要なものとして要求もしてきたが、干拓事業推進の問題がこれでお茶を濁されるようなことがないよう、手綱を引き締めなければならぬ。

地元の行政や漁業団体では喉から手が出るほど欲しい事業補助も含まれてはいくが、現状をしっかりと見据えた対応を望みたいところである。

立法運動は、専門的で大衆運動になりにくい側面を持つてはいるが、あるべき立法を法曹界など専門家の支援を得ながら研究していくことも卑近の課題になっている。

おわりに

諫早干拓事業は長良川河口堰や中海干拓事業と並んで、時代の要請のなくなった今、なお戦後の大型プロジェクトを惰性で進めようとする典型的な開発事業である。国家・地方ともに財政がこれほど窮屈になり、環境問題が叫ばれ、失われるものが大きい開発は、そろそろ御法度のときではないだろうか。

報道によれば、この五カ年間で自民党長崎県連は受注業者等のゼネコンから三億円、長崎県知事、諫早市長も相当の政治献金が渡されているという。沿岸漁民や住民からこれほど反発を受け、投資効果が得られず財政の垂れ流しといわれても仕方のない事業に、執念の力学が働くゆえんがそこらなのか。

公共事業に「政財官の癒着」がいわれて久しいが、諫早干拓事業で見えてくるものも「誰のための事業なのか」が、巷でまことしやかに語られるようになるのは間もないことだろう。全国のプロジェクトにも本質の共通したものが山のようにあると思われる。全国の闘いと更に交流できることを期待し、ご批判、ご支援を寄せていただければ幸いである。(第五回有明海・不知火海フォーラム実行委員会まえ海を守る鹿島の会代表 谷口良隆)

◇ 読者からのおたより ◇

三十二年にして始めて 来るべきものが来ました。集配局六名から無集配局二名へ。三十二年にして始めて配転させられます。もう一度気分を引き締め直さなくては。(大分・S)

編集部より 人事交流という名の組合つぶしの上陸ですか。当局は中央本部にお愛想ふりまきますが、労働者を信用しません。とくに全通の歴史と伝統を。

事故の原因 会社（J R西日本）のやり方には本当に腹がたちますね。私は数少ない国労組合員です。塚本駅信号扱所から十二月一日付けで、大阪駅輸送の職場へ転勤させられました。会社は運行管理システム（CTC化）導入し、中央指令で本線筋の信号を一括自動制御するとして大幅な要員削減を実施しました。このため、不馴れな改札や出札の見習いにつけ、営業への転嫁を図り、信号は暫定で一徹夜だけが残りしました。その結果、十一月六日、塚本駅構内で遊んでいた中学生が電車にはねられ、その救済にあたった消防署員一名がはねられ、二十八歳の尊い命が奪われたのです。もっと要員が信号所において列車の見張りや停止手配をきちんとしていたならと、悔しさと怒りがこみあげてきてなりません。今では事故のたびに電車が一〜二時間ストップし、利用者も社員もうんざりの有様です。本当に腹がたちます。（国労・N）

編集部より あの事故にはわれわれ素人にも原因はピンとききました。テレビ取材にに応じていたJ R西の幹部の厚顔さに本当に腹がたちました。

日刊ちゅうたん引継会 日刊ちゅうたん引継会を大八車で行いました。日刊ちゅうたんは一九七一年から三一年五ヶ月と継続されてきました。今日現在（昨年十月）、八八八三号になっていました。私も一九八五年から八年間、編集委員をやりました。あつという間にすぎた楽しい八年間でした。何時間かかろうが、それがあたりまえや！と頑張ってきました。九千号、一万号に向け、福井キヤップの乾杯で楽しい一時を。その間、「原稿を集める努力と集まる努力」、「大見出し、小見出し」、「日刊の内容充実」等、大きく盛り上がりました。（日刊ちゅうたん）

編集部より 九千号突破は時間の問題。二万号めざしがんばって。それにしてもすい！
抵抗 戦争のできる国に向かってまっしぐらですが、一つひとつ抗（あらが）っていいこうと思っております。（広島・N）

編集部より 教育労働者の役割はさらにましそう。ご活躍を！

販売増 年末にご協力お願いしたホタテ玉冷の販売は、大口で取り組んでいた方が数件あり、夏の取り組みより大幅に増やすことができました。闘争団の財政にも幾分か余裕がもたせることができました。国労本部の制裁措置による生活援助金凍結分を補うにいたりませんが、今後に向けて大きな足がかりになりました。闘いは以前にも増して困難な中にありますが、必ず突破し要求が実現する日が遠からず来ることを信じて一同ががんばっています。（北海道・S）

編集部より よかった！ 今回の取り組みを次の一歩に。
物騒な動き 平穏な年始めとはいえず、物騒な動きも強まっています。「戦前が良かったと思う人、手をあげてください。そうですね、戦前がいいですよ」と司会者。壇上では「拉致された五人が帰国してから日本はいい方向に変わってきた」、「戦後日本人の誇り、愛国心、歴史、絆が失われた。憲法と教育基本法を変えよう」といったあいさつが続きます。さらに啞然としたのは質疑、意見などを求めないままに、すべての議案が提案された直後に拍手で承認されたことです。

これは先日、茨木（大阪府）で開かれた日本会議北摂支部結成のひとコマ。この面々は教育オンブズマンの名前で卒業式、入学式における日の丸・君が代をチェックし、教員の組合を批判。これを産経、読売が応援しています。保守議員も参加していましたが、まさに戦前の有無を言わせない雰囲気、地域でも強まっているのでしょうか。蟻螂（とうろう）の斧かもしれないが元気ががんばります。（茨木市議 山下けいき）

編集部より 蟻螂の斧だろうがなんだろうが、廻（さかふ）ることが重要な時代。
苦言 東電・中電（浜岡原発）のデータ改ざん問題があり、静岡へ出かけ、国会へ出かけと一段と忙しくなった。石原ノ一集會（昨年）の成功で二度めの集會（一月三〇日）の準備や国労物販（都庁で）のピラマキ応援など、活動が広がり多くなった。帰宅は連日夜十二時近くになり、ついに娘から苦情をもらった。息子もそんな雰囲気。（東京・Y）

編集部より ご活躍の様、目に浮かびます。どうかご家族もご大切に。
哲学的思考 ギャンブル資本主義、新自由主義の落とし子だった大会社「エンロン」。ブッシュに湯水のごとき献金をし急成長しむことに破産して、次つぎに不正経理があばかれてこの会社は、二千八百ものパーパーカンパニーを一つくっつけていたという。「エンロン」の急成長は偶然の産物だったが、破産は必然であったか？「必然は一連の偶然によって構成され、偶然の事象の背後には必然の糸がある」といったようなことを「自然の弁証法」の著書（エンゲルス）は書いている。こうしてみると、「必然」と「偶然」も「相対的」なものに見えてくるが、「奇弁と弁証法との区別は難しい」これは弁証法の生みの親であるヘーゲルが言った言葉だそうだから、やはりホントに難しいのだから。（八王子・N）

編集部より 私は「弁証法を知りたければ、『資本論』、『共産党宣言』を読みなさい」と言われ、実践した経験があります。最近では書棚から『弁証法とはどういうものか』（岩波新書、松村一人著）をひっぱり出し読んでいます。